

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の 急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は、戦後最大の経済危機に直面している。地域経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税・地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

当市においても、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、経済活動の縮小、事業者の経営悪化など市民生活に甚大な影響が生じている。

このような状況を踏まえ、感染拡大防止策や医療体制の整備、地域経済の支援等、限られた一般財源により様々な支援策を講じているが、新型コロナウイルス感染症対策は長期化することが見込まれ、市税の徴収猶予や軽減措置によって、市税収入の大きな落ち込みも予想されることから、財政基盤の脆弱な当市においては、今後の財政運営に支障が生じることがないように地方財源の充実、確保が必要である。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。
- 3 令和2年度の地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性を厳格に判断すること。
- 5 とりわけ、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行わないこと。先の緊急経済対策として講じた特例措置は、臨時・異例の措置として、やむを得ないものであったが、本来国庫補助金などにより対応すべきものである。よって、今回限りの措置とし、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月17日

喜多方市議会議長 齋 藤 勘一郎

【意見書提出】

衆議院議長	大島	理森	殿
参議院議長	山東	昭子	殿
内閣総理大臣	菅	義偉	殿
内閣官房長官	加藤	勝信	殿
総務大臣	武田	良太	殿
財務大臣	麻生	太郎	殿
経済産業大臣	梶山	弘志	殿
経済再生担当大臣	西村	康稔	殿
まち・ひと・しごと創生担当大臣	坂本	哲志	殿